指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームさわやかホーム

「重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています。
（群馬県指定 第１０７２４０００６０号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※　当施設への入所は、原則として、要介護認定の結果「要介護３」以上と認定された方が対象となります。

〔目　次〕

１．施設経営法人 …… 1
２．ご利用施設 …… 1
３．居室の概要 …… 2
４．職員の配置状況 …… 3
５．当施設が提供するサービスと利用料金 …… 4
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） …… 7
７．残置物引取人 …… 9
８．苦情の受付について …… 9

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　あらふね会
（２）法人所在地　　群馬県甘楽郡南牧村大字大日向９２６番地
（３）電話番号　　０２７４－８７―２１００
（４）代表者氏名　　理事長　　西澤　友明
（５）設立年月　　平成６年７月１４日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年４月１日指定
群馬県第１０７２４０００６０号
（２）施設の目的　　介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができる様に支援することを

目的として、ご利用者に日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用頂き、介護福祉サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。

（３）施設の名称　　特別養護老人ホームさわやかホーム

（４）施設の所在地　　群馬県甘楽郡南牧村大字大日向９２６番地

（５）電話番号　　０２７４－８７－２１００

（６）施設長（管理者）　石井　浩二

（７）当施設の運営方針　本人がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができる様、生活に総合的に関わり、利用者個々の生活障害に応じて援助し、かつ、意思を尊重し、あたたかでゆったりとした生活ができる環境の整った施設サービスの提供をすることを目標とします。

（８）開設年月　　平成７年６月１日

（９）入所定員　　５０人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合はその旨お申し出下さい。（ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
１人部屋	４　室	従来型・個室
２人部屋	７　室	従来型・多床室
３人部屋	２　室	従来型・多床室
４人部屋	９　室	従来型・多床室
合計	２２　室	
食堂	２　室	
機能訓練室	１　室	歩行訓練用平行棒、交互牽引滑車運動器、姿勢矯正鏡等、
浴室	２　室	一般浴室、機械浴室（特殊浴槽）
医務室	１　室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更　：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合は、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	必要人数	指定基準	兼務
１．施設長（管理者）	１名	１名	
２．事務員	１名以上		
３．生活相談員	１名以上	１名	併設短期入所生活介護と兼務
４．計画担当介護支援専門員	１名以上	１名	３の職種と兼務
５．介護員	１８名以上	１８名	併設短期入所生活介護と兼務
６．看護員	２名以上	２名	併設短期入所生活介護と兼務
７．機能訓練指導員	１名以上	１名	６の職種と兼務
８．嘱託医師	１名以上	１名	
９．管理栄養士	１名以上	１名	併設短期入所生活介護と兼務
10．調理員等	４名以上		併設短期入所生活介護と兼務

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．嘱託医師	毎週木曜日　１４：００～１５：００
２．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：　７：００～１６：００　　２名 早朝：　８：００～１７：００　　２名 日中：　９：３０～１８：３０　　５名 夜間：１６：３０～　９：３０　　２名
３．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 ８：３０～１７：３０　　２名
４．機能訓練指導員	８：３０～１７：３０　　１名

☆土日は上記と異なります。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（１）当施設が提供する基準介護サービス（契約書第３条参照）

〈サービスの概要〉

①居室の提供

・　居室は、原則、２～４人部屋ですが、個室をご希望される場合はその旨を申し出下さい。（但し、ご希望にそえない場合があります。）

②食事

・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：　７：４５～　８：１５　　昼食：１２：００～１２：３０

夕食：　１７：４５～１８：１０

③入浴

・入浴又は清拭を週２回行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第６条参照）

別紙１の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく１日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第 20 条、第 24 条参照）

1. サービス利用料金（外泊時費用）	2,460 円
2. 介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 居室に係る自己負担額	380 円～
4. 自己負担額（1－2）＋3	626 円～

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（日額　単位：円）

介護保険負担限度額認定者			食事	居室	
				多床室	個室
世帯全員が市町村民税非課税の方	第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者	300	0	380
	第2段階	年金収入等が82.65万円以下	390	430	480
	第3段階①	年金収入等が82.65万円超120万円以下	680	430	880
	第3段階②	年金収入等が120万円超	1,420	530	980
課税世帯	第4段階	上記以外の方	1,700	915	1，231

（２）以外のサービス（契約書第４条、第６条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①　特別な食事（お酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

［理髪サービス］

２か月に１回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回あたり　２，２００円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。この場合、材料代等の実費をいただくことがあります。

※主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
１月	元日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	
２月	３日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
３月	３日－ひなまつり	
４月	上旬－お花見（桜の下でお花見をします。）	
８月	納涼祭（家族、地域の皆さんとのふれあい）	
９月	敬老会（敬老を祝う）	
11月	紅葉狩り（紅葉を楽しみます）	
12月	クリスマス会・忘年会	

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　　１０円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第 21 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金　（１日あたり）１０，０００円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月１５日に指定の金融機関口座の自動引き落としの方法でお支払い下さい。

（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ご利用できる金融機関　：群馬県信用組合、しののめ信用金庫、郵便局
甘楽富岡農業協同組合

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関の義務付けや優先的な診療・入院治療はありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	下仁田厚生病院	利根保健生活協同組合 利根中央診療所
所在地	甘楽郡下仁田町下仁田 409	沼田市西原新町　1,864-2
診療科	内科、外科、整形、眼科　他	内科、小児科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ゆう歯科クリニック
所在地	甘楽郡下仁田町大字下仁田３３７－２

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当

するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第 15 条参照)

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。) ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 16、17 条参照)

契約の有効期間であってもご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② ご契約者が入院された場合 ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所して頂く場合(契約解除)(契約書第 18 条参照)

次の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合＊ ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊契約者が病院等に入院された場合の対応について＊(契約書第 20 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①　検査入院等、短期間の入院の場合

入院の翌日から６日以内（連続して７泊）の短期間入院の場合は、退院後再び施設へ入所することができます。但し、上記入院中は原則、当施設が満床にならない限り、当該利用者のベッドを空けておくため、１日あたりの居室代と外泊時費用はご負担して頂きます。

②　　上記を超える入院の場合

上記の短期間入院を超える場合、３ヵ月以内に退院された場合は、退院後再び施設へ入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等で退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時は、別の居室の利用をお願いする場合があります。この場合でも、短期間の入院同様、入院の翌日から６日（連続して７泊）、また翌月にまたがる場合は最大で 12 日ついては、原則、満床にならない限り、１日あたりの居室代と外泊時費用はご負担して頂きます。

③　３ヵ月以内の退院が見込まれない場合

３ヵ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除する場合があります。
この場合は、当施設に再び優先的に入所することはできません。入所待機とさせて頂きます。

＜入院期間中の利用料金＞

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険で定められた費用の一部をご負担して頂きます。なお、ご契約者が利用していたベッドを満床等により、短期入所生活介護に活用することに同意して頂いた場合は、上記、所定の利用料金を頂くことはありません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者又は福祉サービスの提供者の紹介

７．残置物引取人（契約書第 23 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 23 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者　［管理者］石井　浩二
○苦情受付窓口　　［相談員］白石　喜久代
○受付時間　毎週月曜日～金曜日　８：３０～１７：３０
○電話番号　０２７４－８７－２１００
○ＦＡＸ　０２７４－８７－２１８８
（土・日及び年末年始は休日となりますが、緊急を要する場合は、２４時間受け付けております。）

（２）行政機関その他苦情受付機関

南牧村役場 保健福祉課介護保険係	所在地　甘楽郡南牧村大字大日向１０９８番地 電話番号：０２７４－８７－２０１１ ＦＡＸ　：０２７４－８７－３６２８ 受付時間　８：３０～１７：１５
群馬県 国民健康保険団体連合会	所在地　前橋市元総社町３３５－８ 電話番号：０２７－２９０－１３２３（直通） ＦＡＸ　：０２７－２５５－５３０８ 受付時間　８：３０～１７：００
群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地　前橋市新前橋町１３－１２ 電話番号：０２７－２５５－６６６９ ＦＡＸ　：０２７－２５５－６１７３ 受付時間　９：００～１７：００

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知する体制を整備する。

（３）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に（年２回以上）実施する。

（４）　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

３　前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

１０．虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。また、これらの措置を適切に実施するため、専任の担当者を置きます。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）従事者に対し、虐待防止のための研修を年２回以上実施する。

１１．身体拘束等の原則禁止に関する事項

事業所は、指定居宅サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

３　事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３ヵ月に１回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知する。
（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３）従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年２回以上実施する。

１２．ハラスメント対策に関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

１３．衛生管理等に関する事項

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

２　事業所は、事業所において感染症及び食中毒が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置等を講じます。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３ヵ月に１回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知する。
（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年２回以上実施する。

１４．業務継続計画の策定に関する事項

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
3　従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年２回以上、実施します。

１５．非常災害対策

従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
2　管理者は、防火管理者を選任します。
3　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
4　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、年１回以上避難及び救出その他必要な訓練を行います。

１６．緊急時における対応

サービスの提供により利用者の急変、その他緊急な事態が生じたときは、速やかに協力病院及び嘱託医、家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１７．協力医療機関等

管理者は、入所者の病状の急変等に備えるため、予め、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めます。
（１）　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
（２）施設から診療の求めがあった場合において診療行う体制を、常時確保していること。
（３）入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院が必要と認められた方の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
2　管理者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認します。
3　施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させます。
4　施設は、予め、協力歯科医療機関も定めます。

１８．個人情報の保護

従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
2　管理者は、従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3　管理者が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

１９．研修

管理者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険

項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を
、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
従事者質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また
整備します。
研修　採用後　１ヶ月以内
参　年２回

該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、
決の手順その他のサービスの選択を資すると認められる重要事項を掲示しま

に関する重要事項
業員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

《　重要事項説明書付属文書　》

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　一部２階、

（２）建物の延べ床面積　３，０５２．４７㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護】　平成 12 年　1 月 4 日指定　群馬県 1072400060 号 定員 10 名

【通所介護】　平成 12 年　1 月 4 日指定　群馬県 1072400060 号 定員 35 名

【居宅介護支援事業】　平成 11 年 12 月 1 日指定　群馬県 1072400060 号

（４）施設の周辺環境

四季折々に姿を変える山々に囲まれ、前には清流が流れ、自然豊かであり、日当たりもよく老後を過すのにはよい環境の中にあります。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…　ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

３名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

１名の生活指導員を配置しています。

看護職員…　主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

３名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

１名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

１名の介護支援専門員を配置しています。

医　師…　ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

１名の医師を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第２条参照）

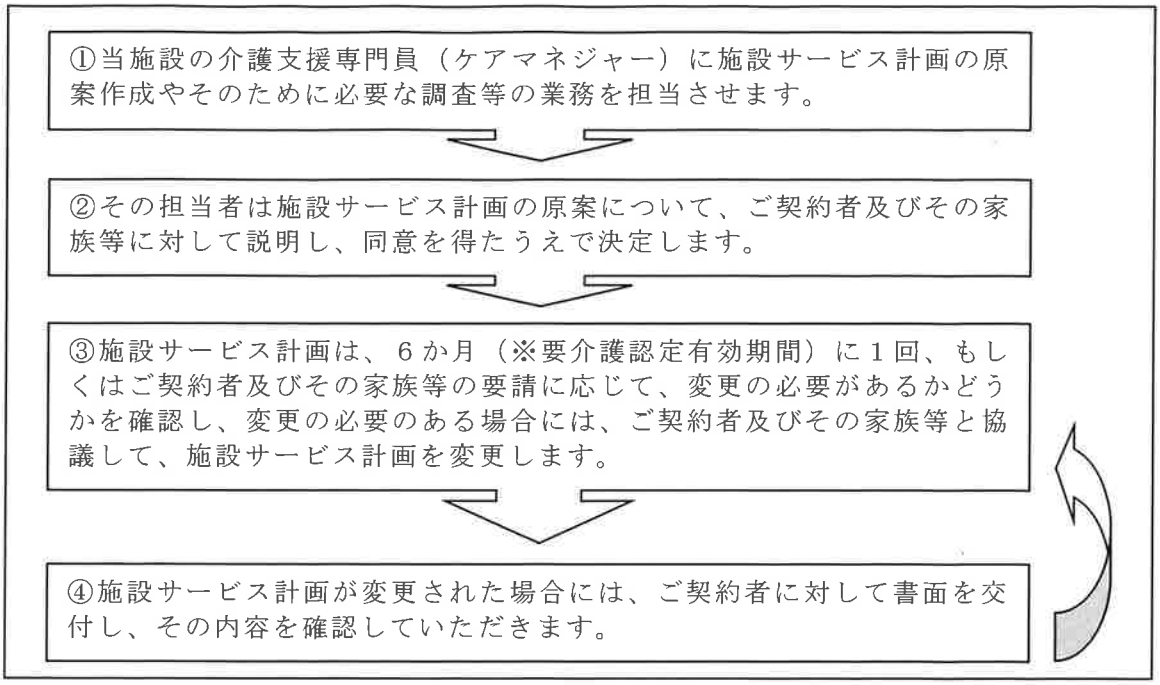

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第８条、第９条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
⑥ご契約者の体調、健康状態の変化及び緊急な医療上の必要性がある場合には、ご家族に連絡をいたします。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
衣類、生活用品等

（２）面会

面会時間　　１４：００～１５：００、（原則）月曜～金曜日

※来訪者は、必ず事前に担当職員に連絡してください。

（３）外出・外泊（契約書第 24 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、１ヵ月につき連続して７泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、１日につき５６６円（介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額）をご負担いただきます。

（注）「居住に係る自己負担額」徴収の有無や金額設定は契約次第

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書　５（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

「第二種施設」で建物内、屋内は禁煙です。

６．損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

重要事項説明確認書

【指定介護福祉施設サービス】

令和　　年　　月　　日

本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書２通を作成し、利用者（契約者）様、事業者が記名捺印の上、各１通を保管します。

事業者　甘楽郡南牧村大字大日向９２６番地
社会福祉法人あらふね会
理事長　西澤　友明　　㊞

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和　　年　　月　　日

事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始について同意し、受領しました。

利用者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（ 代筆者 ）

契約者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

別紙１　料金表

・施設介護サービス（長期入所）による料金

下記の表によって、ご利用者の「介護度に応じたサービス利用料金」から「介護保険から給付される額」を引いたものに、「食事」「居室」代 と該当するその他の加算とその他の費用の合計をお支払い下さい。

１．令和８年８月１日から適用

（１日あたり）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１．サービス利用料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
２．介護保険から給付される額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
３．利用者負担額（１-２）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
４．食事に係る負担額	第１段階 300 円	第２段階 390 円	第３段階① 680 円	第３段階② 1,420 円	第４段階 1,700 円
５．居室に係る負担額 個　室 多床室	第１段階 380 円 0円	第２段階 480 円 430 円	第３段階 880 円 430 円	第３段階② 980 円 530 円	第４段階 1,231 円 915 円
６．自己負担合計	（　３＋４＋５　）				

※　市町村への申請により、年金収入等に応じて介護保険負担割合証が発行され、割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になります。

なお、第１段階～第３段階の方は、さらに高額サービス費の適用別紙があります。

注：上記の段階の方の預貯金額上限

第１段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下
第２段階	年金収入等が 82.65 万円以下	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
第３段階①	年金収入等が 82.65 万円超 120 万円以下	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
第３段階②	年金収入等が 120 万円超	単身 550 万円、夫婦 1,500 万円
第４段階	世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者	

２．その他の加算、減算

加算	単価	備考
1. 初期加算	30 円/日	入所した日から 30 日、また 30 日を超えた入院からの退院後 30 日に限り加算
2. 入院・外泊時加算	246 円/日	入院、または外泊した場合、１ヵ月に６日を限度に加算。

3. 日常生活継続支援加算	36円/日	新規入所者のうち、介護4、5の方や重度の認知症の占める割合が一定率以上超える場合
4. 看護体制加算(Ⅰ)イ	6円/日	常勤の正看護師が1以上いる場合
5. サービス提供体制加算(Ⅰ) サービス提供体制加算(Ⅱ)	22円/日 18円/日	上記3の加算が算定できない場合、いずれかのひとつを算定
6. 科学的介護推進体制加算	40円/月	入所者の心身状況等を厚労省に提出していること
7. 安全対策体制強化加算	20円	入所時に1回のみ
8. 褥瘡マネジメント加算	3円/月	褥瘡予防のための3ヵ月ごとに評価する
9. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の実施指導を3年に1回以上受ける事
10.生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	利用者の安全並びに介護の質の向上と業務の効率化を図り、介護職員の負担軽減を検討するための委員会の開催
11. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	16.3%	算定した総単位数に対して加算
減算	単価	備考
1.身体拘束廃止未実施減算（平成30.4～）	100分の10	対策が未実施の場合、所定の単位数から左記相当の単位数を減算
2.虐待防止措置未実施減算（令和06.4～）	100分の1	対策が未実施の場合、所定の単位数から左記相当の単位数を減算
3.業務継続計画未実施減算（令和06.4～）	100分の3	対策が未実施の場合、所定の単位数から左記相当の単位数を減算

3．その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費	
理容代	2,200円／回	
レクレーション、クラブ活動	材料代や交通費等、本人が希望した場合の費用	
その他の日常生活に掛かる費用	実費　本人が希望した日常生活等の購入費用	